

安城市二十歳を祝う会記念冊子協働発行事業に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「安城市二十歳を祝う会記念冊子」（以下「冊子」という。）協働発行事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「協働発行者」とは、協働で冊子を製作し、安城市に無償で提供する者をいう。

2 この要領において「広告主」とは、協働発行者が募集し、製作する冊子に広告を掲載する者をいう。

(冊子の配布)

第3条 冊子は、令和5年安城市二十歳を祝う会開催日である令和5年1月8日に、二十歳を祝う会参加者に安城市が配布する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により二十歳を祝う会を開催することができない場合は、対象者全員に郵送により配布する。

(募集方法)

第4条 協働発行者の募集は、安城市ホームページに掲載して行う。

2 募集期間及びその他の募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協働発行者の申込み)

第5条 協働発行者になることを希望する者は、申込書（様式第1）及びその他必要な書類を安城市に提出するものとする。

(協働発行者の決定等)

第6条 安城市は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載料を最も高い額で提示した者を協働発行者に選定し、決定するものとする。なお、広告掲載料が同額であった場合は安城市内に本店を有する者を選定し、それによっても選定できない場合は安城市の代理抽選により選定する。

2 前項による決定の結果は、選定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 安城市は、前条第1項の規定により決定した協働発行者と、事業内容について協議のうえ、協定を締結するものとする。

(広告の内容)

第8条 冊子に掲載する広告は、二十歳の方をはじめとした若者に関連する安城市内の店舗や事業所を広告主とし、安城市広告掲載等実施要綱第4条の基準に適合するものとする。

2 安城市は、掲載する広告の審査を行い承認するものとする。

(協働発行者の責務)

第9条 協働発行者は、広告主を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にし、安城市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように十分配慮しなければならない。

2 協働発行者は、冊子に広告を掲載する場合は、広告主の募集等、広告掲載に係る一切の作業を行うものとする。

3 協働発行者は、広告を募集するに当たって、広告主に対し十分な説明を行なった上で、販売を行うものとする。

4 協働発行者は、冊子の仕様について事前に安城市と協議しなければならない。

5 協働発行者は、広告に関する苦情及びその他問題が発生したときは、安城市と協力して誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は安城市が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月21日から施行する。